

教育基本法改正法案について慎重審議を求める会長声明

教育基本法改正法案は、本年11月15日の衆議院教育基本法特別委員会、同月16日の衆議院本会議において、いずれも野党4党が欠席のまま可決され、参議院に送付された。

当会は、本年10月30日付意見書において、同法案2条が「教育の目標」として掲げる「徳目」が、本来多様性をもつ多義的な概念であるにも関わらず、国・地方公共団体が、その内容や価値観・概念を一義的に決定してその受け入れを強制することで、子どもたちの内心が強制されることになりかねないこと、また、現行法10条の国家等による教育に対する不当な支配を禁ずる内容を実質的に改変するものであり、教育行政による教育振興基本計画の策定等をてことした教育内容への不当な介入を強めるおそれがあることなどの懸念を表明し、かつ、教育の基本理念を定めた立憲的主義的な性格を有する教育基本法の改正にあたっては、その時々の政治的な意思に左右されてはならず、慎重な国民的議論を尽くすべきことを指摘した。

そして、昨今の教育を取り巻く問題の原因を十分に調査・分析した上で、その原因を取り除くための方策として何が必要か、教育基本法を改正することによってそれが実現できるのかを、国民そして教育現場の声に耳を傾けつつ、時間をかけて十分な議論を行なっていくことを提言した。

しかしながら、特別委員会における審議は、以上の点に照らして十分とは到底言えず、特に、なぜいま教育基本法を改正しなければならないのか、その改正によって教育がどのように良くなるのかなど、改正の必要性を根拠づける事実はいまだ明らかになっていない。

このように、十分かつ慎重な調査と審議が尽くされたとは言えない現段階で、与党が単独で採決を強行したことは極めて問題であり、遺憾なことである。

この上は、参議院において、良識の府にふさわしく、当会の上記意見書でも指摘した根本的な視点に立ち還り、国民的な基盤に立った十分な審議を尽くすことを求めるとともに、現在提案されている同法案の内容のままで法改正をすることに強く反対することを改めて表明する。

平成18年12月4日

千葉県弁護士会

会長 島崎克美